

小規模保育事業所設置・運営事業者募集に関する質問事項及び回答

令和5年7月11日時点

番号	項目	質問	回答
1	対象事業所	将来的に保育所へ移行可能な設備及び構造を有する事業所を整備した場合は、小規模保育事業所としての最低基準を大きく上回る保育室等の面積を有することになりますが、保育所に移行する前に、この余剰面積を活用して定員外の児童を受け入れることは可能ですか。	共用部分を除く設備及び構造について、定員外の児童を受け入れるための区画と小規模保育事業所としての区画を明確に分けた上、小規模保育事業所としての区画が認可要件を満たす設備及び構造を備えているようであれば、私的契約により定員外の児童を受け入れることは可能です。この場合において、定員外の児童を受け入れる区画は、認可外保育施設として届け出るとともに、保育所に移行する際は、小規模保育事業所としての区画と統合すべきものと考えます。
2	対象事業所	今回の募集に係る設置予定事業所において3歳以上の児童の受入れができない場合でも、当該事業所の設置によって応募事業者が市内で運営する既存の保育所等において3歳以上の児童の定員を増加できる場合は、今回の選考における加点対象となりますか。	基本的には、今回の募集に係る設置予定事業所において3歳以上の児童の受入れが可能である場合のみ今回の選考における加点対象となります。ただし、当該事業所の設置が既存の保育所等の定員増加における必要要件となる場合はその限りではありませんので、その旨をヒアリング審査の際にご説明ください。
3	応募事業者の要件	令和5年4月1日時点で特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を運営しておらず、企業主導型保育事業のみを運営している場合は、応募することができないのでしょうか。	令和5年度自主整備による四街道市小規模保育事業所設置・運営事業者募集要項4の(1)において、応募事業者を令和5年4月1日時点で特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を運営している者に限らせていただいております。そのため、企業主導型保育事業のみを運営する事業者については、応募要件を満たしません。
4	運営に関する要件	今回の募集において、一時預かり事業（一般型）又は地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の実施に係る整備費又は運営費の補助はありますか。	該当の事業を実施する場合、整備費の補助はありませんが、運営費については、四街道市私立保育所等保育士配置改善事業等補助金の対象となります。